

(参 考)

令和6年度における主な指摘助言事項

サービス種別	内容
各サービス共通	運営規程の概要等が事業所に掲示されていない。
	従業者について、秘密保持に対する措置が取られていない。
	介護支援専門員が変更になっているにも関わらず変更届が提出されていない。
	運営規程の事業の通常の実施地域が変更されているが、県に変更の届出がされていない。
	重要事項をウェブサイトに掲載していない。
	個人情報の使用の同意について、利用者の家族から文書にて同意を得ていることが確認できなかった。
	虐待の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、専任の担当者の設置がされていない。 運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項が記載されていない。
	サービス提供の記録が作成されていない。
	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていない。
	ハラスメントに対する措置が講じられていない。
	感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して継続して事業を提供するための業務継続計画が策定されておらず、また、必要な研修や訓練が実施されていない。
	要配慮者利用施設避難確保計画を作成し、市町へ提出すべき施設となっているが、作成されていない。
	利用者のための飲料水及び食料の備蓄が不十分である。
	感染症等予防及びまん延を防止するための委員会の開催や指針の整備、研修及び訓練がされていない。
	保険者に報告すべき事故について、未報告のものが見受けられた。
	サービス提供体制強化加算の算定にあたり、前年度の職員割合を算出、記録していない。
	口座引落としの利用者に対して、領収証を交付していない。

サービス種別	内容
訪問介護	職員の出勤については職員ごとに管理しているが、有料老人ホームの業務と訪問介護事業所の業務の切り分けが明確でないため、訪問介護事業所として人員基準を満たしていることが明確でない。
	管理者兼サービス提供責任者が常勤専従の要件を満たしていない。
	訪問介護計画について、身体介護に引き続き生活援助を実施する場合、それぞれのサービス区分ごとの所要時間が明らかになっていない。
	特定事業所加算（Ⅱ）の算定に当たり、訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合について、前年度の実績の平均を算出していない。
	初回加算の算定に当たり、サービス提供責任者が、初回又は初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行ったか、又は訪問介護員に同行した記録がない。
通所介護	食堂兼機能訓練室の一角に静養用のベッドが置かれている。
	介護職員が基準より不足している日が見受けられた。
	看護師と機能訓練指導員など同時並行的に従事することが認められていない職種間で職務を兼務する場合に、勤務実績を明確に区分して管理していないため、それぞれの職種における従事時間が不明確であった。
	個別機能訓練加算の機能訓練の目標について、長期目標・短期目標のように段階的な設定がされていない。
	個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定に当たり、個別機能訓練計画に位置付けられた訓練項目、実施時間が実施記録に記載がない、又は計画の訓練項目と異なっている等の不備があった。また、実施した機能訓練指導員の記載等がないものが散見された。
	個別機能訓練加算（Ⅰ）について、機能訓練指導員が機能訓練を直接行っていない。また、機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に従事していない。
	送迎減算が適切に行われていないケースがあった。
通所リハビリテーション	重度療養管理加算について、算定要件（褥瘡の状態第3度以上）を満たしていない利用者に対して算定していた。
短期入所生活介護	（介護予防）短期入所生活介護計画の作成が遅延している事例があった。
福祉用具貸与 特定福祉用具販売	福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期が記載されていない。
	貸与と販売がある利用者に関し、貸与計画と販売計画が一体のものとして作成されていない事例が見受けられた。

サービス種別	内容
施設系サービス 共通	身体的拘束等を開始・継続するにあたり、次のような不備があった。 ・身体的拘束を行う時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由の記録がない。 ・緊急やむを得ない理由について、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たすことについて、組織として確認を行ったことに関する具体的な内容の記録がない。
	栄養ケア計画について、多職種共同で作成されていない。また、入所者又はその家族の同意を得ていないものがあった。
	月1回程度の口腔の健康状態の評価が未実施である。
介護老人福祉施設	介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所の間で居室の入替えが行われているが、変更届が提出されていない。
	施設入所の検討に関して、記録の整備が不十分で優先入所の名簿掲載順どおりに入所が行われているか確認できない事例が散見され、また、名簿掲載順どおりに入所が行われていない事例があった。
	個別機能訓練加算について、機能訓練の目標と訓練項目が対応しておらず、訓練項目も加算の趣旨に沿っていない計画があった。
	経口維持加算の算定にあたり、算定対象者の摂食・嚥下機能が、医師・歯科医師の診断により評価されていることが確認できない。
	看取り介護加算の算定にあたり、看取りの指針について施設入所時に入所者又はその家族等から同意を得ていない。
介護老人保健施設	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）にかかる、退所後の生活に係る支援計画が作成されていない。
	入退所前連携加算（Ⅱ）の算定に当たり、退所に先立ち居宅介護支援事業者に必要な情報を提供し、退所後の居宅サービス等の利用調整を行っていることが、記録がなく確認ができない。
介護医療院	退所して他の介護保険施設に入所した場合に、退所後訪問指導加算を算定している事例があった。